

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の持続的向上を図るためには、経営の意思決定を迅速にし、企業としての機動力、透明性を高めることが必要不可欠であると認識しております。

この基本的認識に基づき、意思決定を瞬時に浸透させるためのフラットな組織作りと経営監督機能の強化に努めると同時に、コンプライアンス体制の構築およびディスクロージャーの充実に積極的に取り組む所存であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2】

当社は、現在機関投資家や海外投資家の比率が高くないため、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳への対応は必要性が低いものと判断しております。今後、海外投資家等の比率が高まってきた場合には、これらの実施について検討してまいります。

【原則1-4】

当社は、事業上の関係や業務戦略等を総合的に勘案し、当社の企業価値の向上に必要と認められる場合に政策保有株式を保有することとしております。当社は、保有の適否の検証内容は開示しておりませんが、毎年、個別の政策保有株式について、当社との関係性、配当利回りおよび評価差額金等を確認しております。また、現状保有する政策保有株式が、いずれも当初の株式取得目的に沿った方針の基に保有していることを確認するとともに事業戦略上の観点からシナジー効果も検証したうえで、保有の適否を取締役会等において協議いたします。

これらの方針の基、保有の合理性が薄れたと判断された場合には、売却の時期や方法等の合意を得た上で適宜縮減を図ってまいります。

また、当社では、政策保有株式に係る議決権を行使するに当たって、発行会社の効率的かつ健全な経営に寄与し、当社および発行会社の企業価値の向上を期待することができるかどうかなどの観点から、個別議案の精査を行い、賛否の判断を行うこととしています。

【補充原則2-4】

当社では、従業員は当社の成長を支える重要な存在であるとの認識に立ち、多様な人材が仕事と家庭を両立し、最大限の能力を発揮できる職場環境や企業風土の醸成に取り組んでおります。また、性別や国籍等にかかわらず、多様な人材の採用を積極的に行っておりますが、現時点で明確な目標値の設定はございません。

今後は、多様性の確保に向けた人材育成方針や社内環境整備方針の策定を進め、開示を実施してまいります。

【補充原則3-1】

当社では、海外投資家等の比率が高くないため、英語での情報の開示・提供はホームページ上で一部の情報のみ(会社概要、沿革)としております。今後、海外投資家等の比率が高まってきた場合には、英語での情報の開示・提供を進めてまいります。

【補充原則3-1】

当社では、サステナビリティを巡る課題に対し、「経営企画部」を中心に社内確認や外部機関との連携強化に努め、取り組んでおります。しかしながら、現時点で取組内容や人的資本、知的財産への投資等について具体的な情報を開示できる状況にはありませんので、今後開示に向けて検討を進めてまいります。

【補充原則4-1】

当社では、現時点で最高経営責任者の後継者計画の策定・監督は行っておりません。今後独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会での審議および取締役会での報告等を通じて、将来を見据えた人材の育成計画を推し進めてまいります。

【補充原則4-2】

当社では、サステナビリティを巡る課題に対し、「経営企画部」を中心に社内確認や外部機関との連携強化に努めることにより、取り組んでおります。

サステナビリティを巡る課題への取組みをより中長期的な企業価値の向上に繋げていくため、基本的な方針の策定や取組みを全面的に検討・推進するための枠組みについて検討を進め、体制構築をしてまいります。

【補充原則4-8】

当社は、支配株主に準ずる支配力を有する主要株主との取引がございますが、当社製品の販売価額については市場価格を勘案して決定しております。また、少数株主との利益相反が生じる取引や行為については、独立社外取締役が出席する取締役会において審議・承認を得ることで適切な監督をしております。

当社は2025年5月23日開催の第55回定時株主総会の決議をもって、独立社外取締役を2名選任しておりますが、今後もより取引の公正性および合理性の確保をするため、さらなる独立社外取締役の増員や特別委員会の設置等の検討を行ってまいります。

【原則4-11】

当社の取締役会は、各事業分野に精通した業務執行取締役と、監査等委員である取締役としてリスクマネジメントやコーポレート・ガバナンス、また財務会計に精通した社外取締役2名を含む、計12名で構成しております。なお、当社は、女性取締役を1名選任しており、ジェンダーの面を含む取締役会の多様性については確保されております。一方で、当社の事業領域は日本国内に限られていることから、現時点では国際性の面を含む

多様性については必要性が低いものと考えております。

【補充原則5-2】

現在、当社は、事業ポートフォリオに関する基本的な方針は定めておりませんが、今後取締役会において検討・決定の上、経営戦略や経営計画の策定・公表に当たって、事業ポートフォリオの見直しの状況とともに当社ホームページや決算説明会等を通じて示してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】

上記「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」をご参照ください。

【原則1-7】

当社は、取締役会規程に基づき、取締役が当社との利益相反取引および競業取引を行うに当たっては取締役会の事前の承認を得るとともに、当該取引の状況等について取締役会への事後の報告を要することとしており、監視体制の整備を行っております。
また、主要株主との取引に当たっては、市場価格を勘案して当該主要株主と取引している他の会社と同様の条件によっており、当社や株主共同の利益を害することがないようにしております。

【補充原則2-4】

上記「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」をご参照ください。

【原則2-6】

当社は、確定給付企業年金制度および確定拠出年金制度を採用しており、業務担当取締役および労務管理部を管理・運用窓口とし、適切な資質を持った人材を配置しております。運用機関からは、定期的に運用状況の報告を受け、運用機関のステュワードシップ活動をモニタリングしております。

【原則3-1】

()当社は、経営基本理念を掲げており、当社ホームページにて開示しております。<https://www.kanemi-foods.co.jp/corporate/philosophy.html>
また、年2回の決算説明会において戦略や計画について情報発信をしております。

()当社は、企業価値の持続的向上を図るために、意思決定の迅速化や、機動力・透明性を高めることが必要不可欠であると認識しており、この基本的認識に基づきフラットな組織作りと経営の監督機能の強化とともに、コンプライアンス体制の構築およびディスクロージャーの充実に取り組んでおります。

()当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下本項において同じ)の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬としての賞与および株式報酬より構成され、その個々の報酬決定に際しては、経営状況、職務内容および社員給与とのバランス等を考慮して決定するものとしております。

なお、監査等委員である取締役への報酬は、基本報酬および賞与のみとし、監査等委員会の協議により決定するものとしております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針は、2023年5月24日に取締役会にて決議しております。

基本報酬

月例の固定報酬であり、経営状況、職務内容および社員給与とのバランス等を考慮した上で、役員規程に基づき社員の基準内賃金の最高額を基準とし役位別に定めるものとしております。

賞与

基本報酬の5ヵ月分を支給限度とし、事業年度毎の業績および経営計画に基づく目標達成度を勘案して算定された額を賞与として1事業年度毎の所定の時期に支給するものとしております。

株式報酬

取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とした報酬構成とするため、株式給付信託(BBT)を導入しております。当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に対し当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式が信託を通じて給付される制度であり、各事業年度に関して、同規程に基づき前事業年度の業績を勘案して受給予定者である取締役に対し、賞与の一部を減額した上で1事業年度毎の所定の時期にポイント付与するものとしております。付与するポイントについては、役位に基づく基準ポイントに部門別係数と業績係数を乗じて算出し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算され1事業年度毎の所定の時期に給付するものとしております。

なお、取締役の報酬限度額は、2023年5月24日開催の第53回定時株主総会において、年額300百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、監査等委員である取締役の報酬限度額を年額50百万円以内と決議いただいております。また、上記とは別に、同総会において取締役(監査等委員である取締役、社外取締役、非常勤取締役、出向者および翌期退任予定者を除く)および執行役員を対象とした株式給付信託(BBT)に係る報酬等の額および具体的な内容を決議いただいております。

当社は、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、独立役員を構成員の過半数とする指名・報酬委員会を設置しております。経営陣幹部・取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会の諮問を受けて指名・報酬委員会において審議し、その答申に基づき取締役会において決定することとしております。

()当社は、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、独立社外取締役を構成員の過半数とする指名・報酬委員会を設置しております。当社の取締役会は、取締役の選解任および代表取締役・役付取締役の選定・解職について、指名・報酬委員会に諮問することとしております。

経営陣幹部・取締役の選任および次期経営体制は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献することができる候補者および体制であるかを経営会議において審議を行った上で、指名・報酬委員会の答申に基づき取締役会において決定しております。経営陣幹部の解任についても、解任に相当すると判断される事由が生じた場合には、選任時と同様に経営会議において審議した後、指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会において決定することとしております。

監査等委員である取締役候補者については、必要な能力、経験、知見等を有しているか否かを経営会議において審議を行った上で、指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会において決定しております。

()取締役および監査等委員である取締役の選任理由については、株主が候補者をより理解していただくよう株主総会招集通知にて開示しております。解任についても同様に株主総会における承認をもって決定される事項であるため、解任理由は株主総会招集通知にて開示することとなります。

【補充原則3-1】

上記「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」をご参照ください。

【補充原則4-1】

当社は、取締役会規程および職務権限規程において、取締役会や会社の業務執行に関する各職位の責任と権限を明確にし、業務の組織的かつ効率的な運営を図っております。

【原則4-9】

当社では、「社外役員の独立性に関する基準」を定め、選任する独立社外取締役の資質および独立性の基準を明確にしております。当該基準は有価証券報告書および本報告書等にて開示しております。独立社外取締役候補者の選定にあたっては、会社法や東京証券取引所が定める基準に加え、上記基準を満たす候補者を選定しております。

【補充原則4-11】

当社の取締役会は、定款で取締役（監査等委員である取締役を除く）を15名以内、監査等委員である取締役を5名以内の員数とすることを定めており、現在取締役（監査等委員である取締役を除く）9名、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）で構成しております。

取締役会は、店舗・工場運営管理や経営企画など中食企業の経営に必要な知識・経験・能力をバランス良く備えるとともに、ジェンダー、職歴、年齢等の多様性を満たす形で構成する方針としております。また社外役員についても、企業経営経験者や弁護士、公認会計士等の多様な専門性を有する人材を選任するなど、健全で持続可能な成長が図れるよう、十分な配慮をしております。

また、それらの経験や能力等を一覧化したスキルマトリックスを作成しており、当社ホームページ内「役員・組織体制」にて開示しております。

URL：<https://www.kanemi-foods.co.jp/corporate/organization.html>

【補充原則4-11】

当社は、取締役（監査等委員を含む）の役割・責務を十分に果たすために必要な時間や労力を業務に振り向けるため、兼職については合理的な範囲に留めており、他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書およびコーポレート・ガバナンスに関する報告書等を通じ、毎年開示を行っております。

【補充原則4-11】

取締役会は、各取締役に対するアンケートを実施することにより取締役会の自己評価を実施しております。そのアンケートを通じて、特に代表取締役の後継者計画についての議論、サステナビリティの基本方針策定およびその取り組み、多様性確保に向けた人材育成方針および社内環境整備方針の策定、より高いリスク管理体制の確立などについて、取締役会実効性のさらなる向上を図るために必要な課題であることを認識しております。

取締役会は、浮き彫りとなった課題や各取締役からの意見を踏まえながら、より実効性の高い取締役会の実現に向けて様々な取り組みを推し進め、より充実したコーポレートガバナンス体制の構築およびさらなる企業価値向上を図ってまいります。

【補充原則4-14】

当社では、社外取締役を含む取締役の就任時に、当社の経営方針、事業内容等の説明や事業所の案内など役員がその役割や責任の理解を深めるための機会を設けて、必要な情報提供を行っております。また就任時だけでなく、就任後も適宜役員として必要な一般知識や法的知識を習得できるよう、外部セミナーの活用や社外専門家を招いた社内講習会を実施することとしております。

【原則5-1】

当社では、業務担当取締役が経営企画部等のIR活動に関連する部署を管掌し、日常的に部署間の連携を図っております。

投資家からの電話取材やスモールミーティング等のIR取材には、業務担当取締役および経営企画部にて受け付け、対応しております。また、必要に応じて業務執行取締役が、担当業務の範囲において株主からの対話（面談）の申込みに対応しております。

アナリスト・機関投資家向けには年度末・中間期末に決算説明会を開催し、代表取締役社長および担当取締役が説明を行っております。決算説明会開催後にはフィードバックを実施し、より適切で効果的な情報提供ができるよう努めております。また、当社のホームページにて事業や業績などの情報提供を行っております。

投資家との対話の際は、インサイダー取引規制上の重要事実やフェア・ディスクロージャー・ルール上の重要情報を伝達することのないよう細心の注意を払っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社バン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	3,817,461	39.44
株式会社日本アクセス	730,000	7.54
株式会社ファミリーマート	411,861	4.25
カネ美食品共栄会	303,970	3.14
株式会社昭和	271,604	2.80
株式会社トーカン	208,494	2.15
テーブルマーク株式会社	207,636	2.14
シティグループ証券株式会社	204,000	2.10
三輪幸太郎	139,704	1.44
MSIP CLIENT SECURITIES	102,100	1.05

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明更新

1.上記「大株主の状況」は、2025年2月28日現在の状況を記載しております。
2.当社は、自己株式を322,362株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、当該自己株式数には、「株式給付信託(BBT)」制度により、株式会社日本カस्टディ銀行(信託E口)が保有する当社株式1,132株は含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	2 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
池田 桂子	弁護士											
佐藤 雅弘	税理士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
池田 桂子	○	○	——	弁護士としての専門知識と数多くの経験を有しており、その独立性と専門性を備えた幅広い見識を当社の経営に活かすとともに、客観的な立場から取締役の業務執行の監査を適切に遂行していただけるものと判断し、当社から就任を依頼しております。 また、池田桂子氏と当社の関係から、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、また経営の監視において経営陣からの独立性が十分に確保できると判断したため、同氏を独立役員に指定いたしました。
佐藤 雅弘	○	○	——	国税庁および国税局での要職を歴任し、退官後も税理士として専門的知識と豊富な経験を有しており、その独立性と専門性を備えた幅広い見識を当社の経営に活かすとともに、客観的な立場から取締役の業務執行の監査を適切に遂行していただけるものと判断し、当社から就任を依頼しております。 また、佐藤雅弘氏と当社の関係から、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、また経営の監視において経営陣からの独立性が十分に確保できると判断したため、同氏を独立役員に指定いたしました。

【監査等委員会】

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

- (1) 必要に応じて監査等委員の業務補助のための補助使用人等を置くこととし、その人事については、取締役と監査等委員が協議して行うものとしております。
- (2) 監査等委員の要請に基づいて補助使用人等を配置する場合、補助使用人等は当然、取締役から独立し、専ら監査等委員の指示命令に従うものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査部門の連携状況につきましては、内部監査室長から監査等委員会への内部監査の報告等を含め、監査等委員が必要に応じて内部監査に立会い、被監査部門へのヒアリングを実施するなど、連携して監査の実効性の強化に努めます。また、内部統制に関する情報および意見等の交換を適時行っており、内部統制上の情報の共有化を図ります。

また会計監査人と監査等委員会および内部監査室は、会計監査、内部統制監査の監査方針や期中に発生した問題点についての情報交換の場を適時設けており、監査の効率性および実効性の向上を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性	更新
-----------------------------	----

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	1	1	2	0	0	社外取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	1	1	2	0	0	社外取 締役

補足説明	更新
------	----

当社は、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を確保し、コーポレートガバナンスの更なる充実を図ることを目的とし、2021年11月22日付で取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会を設置しております。
指名・報酬委員会は、取締役会が選定した3名以上の取締役で構成し、その過半数を社外取締役といたします。

【独立役員関係】

独立役員の人数	更新	2名
---------	----	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
-------------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とした報酬構成とするため、2016年6月23日開催の第46回定時株主総会および2021年5月25日開催の第51回定時株主総会において株式給付信託(BBT)の導入および報酬枠を決議しており、また、監査等委員会設置会社への移行に際し、2023年5月24日開催の第53回定時株主総会において、改めて対象となる取締役および執行役員に係る報酬等の額および具体的な内容を決議いただいております。
本制度は、当社が拠出する金銭を原資として、当社株式が信託を通じて取得され、当社の対象となる取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従い、当社株式が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

<報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる取締役の員数>

総額 185,850千円 (16,200千円) ()内は、うち社外取締役 を表す
a. 基本報酬 173,250千円 (14,400千円)
b. 賞与 11,880千円 (1,800千円)
c. 株式報酬 720千円 (-)
対象人数 15名 (3名)

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下本項において同じ)の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬としての賞与および株式報酬より構成され、その個々の報酬決定に際しては、経営状況、職務内容および社員給与とのバランス等を考慮して決定するものとしております。

また、社外取締役への報酬は、基本報酬および賞与のみとし、株式報酬は支給対象外としております。

なお、監査等委員である取締役への報酬は、基本報酬および賞与とし、監査等委員会の協議により決定するものとしております。

基本報酬

月例の固定報酬であり、経営状況、職務内容および社員給与とのバランス等を考慮した上で、役員規程に基づき社員の基準内賃金の最高額を基準とし役位別に定めるものとしております。

賞与

基本報酬の5ヵ月分を支給限度とし、事業年度毎の業績および経営計画に基づく目標達成度を勘案して算定された額を賞与として1事業年度毎の所定の時期に支給するものとしております。

株式報酬

取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とした報酬構成とするため、株式給付信託(BBT)を導入しております。当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に對し当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式が信託を通じて給付される制度であり、各事業年度に関して、同規程に基づき前事業年度の業績を勘案して受給予定者である取締役に對し、賞与の一部を減額した上で1事業年度毎の所定の時期にポイント付与するものとしております。付与するポイントについては、役位に基づく基準ポイントに部門別係数と業績係数を乗じて算出し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算され1事業年度毎の所定の時期に給付するものとしております。

なお、取締役の報酬限度額は、2023年5月24日開催の第53回定時株主総会において、年額300百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。また、上記とは別に、同総会において取締役(監査等委員である取締役、社外取締役、非常勤取締役、出向者および翌期退任予定者を除く)および執行役員を対象とした株式給付信託(BBT)に係る報酬等の額および具体的な内容を決議いただいております。

当社は、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、独立社外取締役を構成員の過半数とする指名・報酬委員会を設置しております。経営陣幹部・取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会の諮問を受けて指名・報酬委員会において審議し、その答申に基づき取締役会において決定することとしております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役の就任時に、当社の経営方針、事業内容等の説明や事業所の案内など役員がその役割や責任の理解を深めるための機会を設けて、必要な情報提供を行っております。

取締役会開催にあたっては、会日の3日前までには事前の資料送付および説明を行っております。また、社外取締役が、取締役等をはじめ執行役員や社員と対話できるよう取締役会以外でも適宜意見交換を行う環境の整備に努め、必要に応じて業務執行取締役に説明や改善を求めたり、助言を行うなど業務執行状況をより正確に把握できる環境の整備に努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

(1) 業務執行の状況

当社は、2025年5月23日開催の定時株主総会の決議をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名と監査等委員である取締役3名(うち社外取締役が2名)、計12名の構成としております。また、法令の定める員数を欠くことに備え、補欠監査等委員を1名選任しております。

取締役会は、原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しており、法令、定款および取締役会規程に定める重要な業務に関する意思決定を行うとともに、業務を執行する取締役は、自己の職務の執行状況を報告しております。

監査等委員会は、原則として毎月1回開催し、監査等委員会監査等基準に基づき、取締役の職務の執行の監査を行うとともに、会計監査人および内部監査室等から報告を受け、協議や決議を行うこととしております。

また、取締役会の任意の諮問機関として、指名・報酬委員会を設けております。

委員の構成は、監査等委員である社外取締役2名、社内取締役1名の計3名であり、同委員会において、取締役の指名および報酬等の決定(報酬の決定については監査等委員を除く)に関する手続きの公正性、透明性および客観性を確保することにより、取締役会の監督機能の強化を図っております。

なお、業務執行および経営の監視については、取締役会のほか常勤取締役等のメンバーが出席する経営会議において、経営に関する重要事項の決定ならびに業務執行状況の監視を行っております。

(2) 監査の状況

監査等委員会監査の状況

a. 組織・人員

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成し、うち社外取締役が2名であります。

常勤監査等委員の白井恭幸氏は、当社のテナント事業担当役員や、経営企画室長、商品企画本部長等を歴任し、経営全般を多角的に捉えることができる監査等委員として選任されております。

社外取締役の池田桂子氏は、弁護士としての専門知識とコンプライアンスにおける高い見識を有する監査等委員として選任されております。また、社外取締役の佐藤雅弘氏は、国税庁および国税局での要職を歴任し、税理士としての専門知識と税務関連の豊富な経験を有する監査等委員として選任されております。

弁護士、税理士の独立社外取締役が、取締役会において高い専門性や見識からの意見を述べ、また、議決権を行使することにより、取締役会のモニタリング機能のより一層の強化が成し得るものと考えております。

b. 監査等委員会および監査等委員の主な活動状況(第55期実績)

監査等委員会は、取締役会開催に先立ち、月次で開催される他、必要に応じて随時開催することとしております。

当事業年度における監査等委員会の開催状況ならびに各監査等委員の出席状況は次のとおりであります。

取締役(常勤監査等委員) 白井 恭幸 開催13回 / 出席13回

社外取締役(監査等委員) 松岡 正明 開催13回 / 出席12回

社外取締役(監査等委員) 池田 桂子 開催13回 / 出席13回

社外取締役(監査等委員) 佐藤 雅弘 開催13回 / 出席13回

また、年間を通じて次のような決議、協議および報告がなされております。

決議: 常勤監査等委員、特定監査等委員の選定・監査方針および監査計画等・取締役会等の報酬額、賞与額についての意見決定・監査等委員会規程の一部改訂等

協議: 取締役会議題の事前協議・監査等委員の報酬・会計監査人の監査報酬に対する同意・会計監査人からの定期報告等、事業所仕査等

報告: 監査実施状況報告・会計監査人からの監査報告等

c. 監査等委員の主な活動(第55期実績)

業務監査については、監査等委員が取締役会に出席し、議事運営や決議内容等を監査し、必要に応じて意見表明を行っております。また、常勤監査等委員が、経営会議等の重要会議に出席し、意思決定の状況や取締役による業務執行の状況に関し、適法性と妥当性の観点から監査を行っており、監査等委員会の場で情報共有を行っております。

会計監査については、会計監査人との間で法定監査上必要とされているコミュニケーションの実施に加え、会計上の見積りや複雑な会計判断への適切な対応を図るため、常勤監査等委員が会計監査人と適宜、意見交換を行っております。

その他、監査活動の補完として、監査等委員と取締役の情報共有とコーポレート・ガバナンスの強化を主眼とした意見交換会を適宜開催しております。

内部監査の状況(第55期実績)

内部監査実施のため、内部監査室を設け、内部監査室長の指示のもと、各部門の業務監査を実施し、監査結果の報告を社長および監査等委員会に直接かつ被監査部門へも行っております。内部監査室の人員は4名ですが、必要に応じて、内部監査室長の上申により、社長が内部監査室以外の者を任命して内部監査に協力させることができるものとしております。

内部監査室と取締役会ならびに監査等委員の連携状況については、内部監査室長から常勤監査等委員への内部監査の月次報告と全監査等委員との意見交換を年2回行い、監査等委員が必要に応じて内部監査に立ち会い、被監査部門へのヒアリングを実施するなど、連携して監査の実効性の強化に努めております。また、取締役会との連携については、規程等の一部改訂や年数回の報告・意見交換等の実施により監査の実効性強化に繋がるべく連携体制を整えてまいります。

(3) 会計監査の状況(第55期実績)

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 継続監査期間

1999年以降

業務執行社員のローテーションは適切に実施されており、連続して7会計期間を超えて監査業務に関与しておりません。

また、筆頭業務執行社員については、連続して5会計期間を超えて監査業務に関与しておりません。

c. 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 神野 敦生

指定有限責任社員 業務執行社員 浅井 明紀子

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 7名、その他 21名

e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定等については、当社の経理財務部門および内部監査部門から情報収集を行った上で、有限責任監査法人トーマツより同法人の体制および監査方針についての説明を受け、同法人の専門性、独立性および品質管理体制等を総合的に勘案した結果、同法人は会計監査人として適任であると判断いたしました。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、会計監査人と計6回面談をし、監査実施状況や監査報告を受けて情報の共有と意見交換を図っております。また、常勤監査等委員と会計監査人による計5回のミーティングを通じて、会計監査人に関する職務の執行状況の把握・評価を行っております。その結果、会計監査人による会計監査は、有効に機能し適切に行われており、また、その体制についても整備・運用が適切に行われていると判断いたしました。

(4) 社外取締役の状況

当社は監査等委員である社外取締役を2名選任しております。

池田桂子氏は、弁護士としての専門知識とコンプライアンスにおける高い見識を有しており、客観的な立場から取締役の業務執行の監査を適切に遂行していただけることを期待し、当社から就任を依頼しております。

佐藤雅弘氏は、国税庁および国税局での要職を歴任し、税理士としての専門知識と税務関連の豊富な経験を有しており、客観的な立場から取締役の業務執行の監査を適切に遂行していただけることを期待し、当社から就任を依頼しております。

なお、池田氏個人、佐藤氏個人と当社との間には利害関係はありません。

- (5) 社外役員の独立性に関する基準
- 社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する基準は、以下のいずれにも該当しない場合としております。
- イ. 当社および当社の関連会社(以下、当社グループという。)の業務執行者(取締役、執行役員、使用人等の業務を執行する者)、または、過去10年間に於いて当社グループの業務執行者であった者
 - ロ. 当社グループの売上高5%以上を占める主要な取引先またはその業務執行者
 - ハ. 当社グループの総議決権の10%以上を直接または間接的に保有している者またはその業務執行者
 - ニ. 当社グループが総議決権の10%以上を直接または間接的に保有している者の業務執行者
 - ホ. 当社グループから役員報酬以外に年間5百万円以上の報酬を受領している弁護士、公認会計士、コンサルタント等の専門的な役務の提供者
 - ヘ. 過去3年間に於いて、上記ロからホまでに該当していた者
- (6) 監査等委員である社外取締役による監督または監査と内部監査および会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係
- 公認会計士、弁護士、税理士の監査等委員である独立社外取締役が、取締役会において高い専門性や見識からの意見を述べ、また、議決権を行使することにより、取締役会のモニタリング機能のより一層の強化を図っております。
- また、内部監査部門との連携体制その他内部統制システムの構築・運用を踏まえ、重要性、適時性等を考慮して監査計画を作成しております。
- 会計監査人からは、監査に関する報告を適時かつ随時に受領し、積極的に意見と情報の交換を行うなど、会計監査人と綿密な連携を保っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、「『おいしい』をカタチに、」という理念のもと、当社を取り巻く事業環境が大きく変化する中、今後の成長を支える経営基盤の強化にも努めてまいりました。

その中において、監査等委員会設置会社は、取締役会の業務執行権限を取締役に委任することができ、従来以上に機動的な対応を可能にするとともに、取締役会での議決権を有する監査等委員を選任することで、取締役会における監督機能をより一層高めることにも資するため、2023年5月24日開催の定時株主総会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2025年5月23日開催の第55回定時株主総会招集通知は、法定期日より早い5月7日に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は2月決算のため、毎年5月下旬に定時株主総会を開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットを通じた議決権行使を実施しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	代表者の視点による業績評価、経営戦略等について、アナリスト・機関投資家へ向けて代表者自ら報告する決算説明会を年2回開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	重要な会社情報の他、決算短信、プレスリリース、決算説明会資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部を主管部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定

お客様、取引先、株主、従業員等を含む幅広い社会との健全で良好な関係維持に努めることを目的とし、企業行動憲章を定めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムの基本方針は、以下のとおりであります。

この基本方針に基づき、内部統制の整備・構築を図り、コーポレート・ガバナンスの推進に努めてまいります。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役、使用人の企業倫理意識の向上、コンプライアンスのため「企業行動憲章」を定め、研修を実施、実行化する。
- (2) コンプライアンスの観点から取締役および使用人を対象とした「内部通報制度」を設置し、これに反する行為等を早期に発見し、是正に努める。
- (3) コンプライアンスの徹底を図るため、総務部において継続的に研修等を実施し、指導を行う。
- (4) 重要な法務問題およびコンプライアンスに関する事項については、顧問弁護士等の専門家と適宜協議し、指導を受けることとする。
- (5) 反社会的勢力による不当要求に対し、毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

法律で作成・保管を義務づけられている文書、会社の重要な意思決定、重要な業務執行に関する文書等について、法令・社内規程に基づくそれぞれの保存年限に従って保存・管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理等に関し、個々のリスク(経営戦略面、業務運営面、環境面、安全・衛生面、災害面等のリスク)の責任部署において規則・ガイドライン等を制定し、研修を実施する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- (2) 取締役会の機能をより強化し、経営効率を強化するため、社長以下常勤取締役等のメンバーが出席する経営会議等を適時開催する。

5. 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の独立性並びに実効性に関する事項

- (1) 必要に応じて監査等委員の業務補助のための補助使用人等を置くこととし、その人事については、取締役と監査等委員が協議して行う。
- (2) 監査等委員の要請に基づいて補助使用人等を配置する場合、補助使用人等は当然、取締役から独立し、専ら監査等委員の指示命令に従うものとする。

6. 取締役および使用人が監査等委員に報告するための体制および報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 取締役および使用人は、監査等委員(会)に対して、法令の規定事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンス違反行為に関する報告、連絡、相談等の状況を速やかに報告する。
- (2) 監査等委員に報告を行った取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由とする不利益な取り扱いを行わない。

7. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について、必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

8. その他監査等委員会の監査の実効性を確保するための体制

- (1) 監査等委員会は、監査等委員会監査の実効性を確保するための体制を含む内部統制システムの構築・運用に関し、代表取締役その他関係する取締役との間で協議の機会を持ち、報告を求める。
- (2) 監査等委員会は、会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与える反社会的な活動、勢力との一切の関係を排除し、また、当該勢力からの不当な要求等には毅然とした態度で臨むことを基本方針としており、カネ美食品企業行動憲章の行動規範、行動指針においてその旨を定めております。また整備状況については、対応統括部署を総務部とし、所轄警察、顧問弁護士、県企業防衛対策協議会等の外部の専門機関と綿密な連携関係を取り、反社会的勢力による経営活動への関与や当該勢力による被害を防止する体制を整えております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

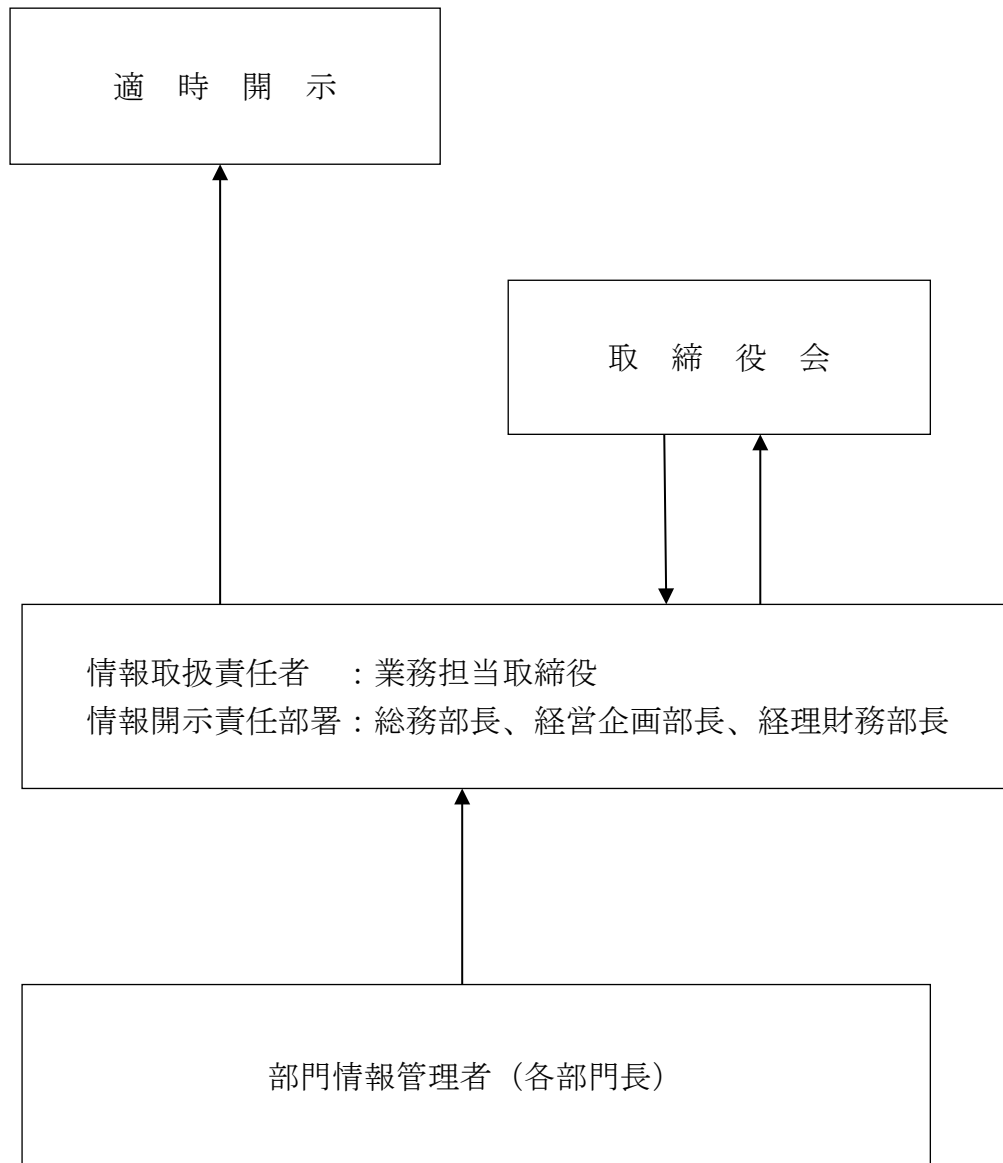
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社は、投資者への適時適切な会社情報の開示が、健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう社内体制の充実に努めるなど、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨みます。

社内体制の状況については、業務担当取締役を適時開示の情報取扱責任者とし、情報開示責任部署を定め、総務部長、経営企画部長、経理財務部長がこれを担当して情報取扱責任者を補佐しております。開示を要する重要な会社情報と判断された情報については、情報取扱責任者の指示により、情報開示担当者がこれを適時開示しております。また、自社ホームページにおいても、情報取扱責任者により開示情報の掲載を行っております。

重要な会社情報の情報管理については、総務部が社内規程「内部情報管理規程」に基づき、情報の管理に努めるとともに、重要な会社情報を取扱う当社の役員および各担当責任者に対し、適時開示の重要性の認識を徹底し、情報開示に係る内部管理体制の充実に努めております。

【適時開示体制の概要】



【コーポレートガバナンス体制図】

